

青森県報

第四千六十二号

平成二十七年
十月二十一日
(水曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 保 険 課)	… 一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定の取消し……………	(同)	… 一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同)	… 一
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し……………	(同)	… 二
児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………	(こ ども 福 祉 課)	… 二
公 告		
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………	(商 工 政 策 課)	… 二
右 同……………	(同)	… 三
右 同……………	(同)	… 三
建設業者の許可の取消し……………	(三 八 地 域 民 局)	… 四
右 同……………	(上 北 地 域 民 局)	… 四

告 示

青森県告示第七百二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

より公示する。

平成二十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名	氏 名 又 は 名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者
株式会社 プライズ	株式会社 黒石福祉サービス	
主たる事務所の所在地又は住所	主たる事務所の所在地	
八戸市大字妙字桶屋平九の六	黒石市追子野木一丁目二一五の五	
居宅サービスの種類	居宅サービスの種類	
訪問看護	通所介護	
名 称	名 称	
Intenses	訪問看護ステーション ひだまり家	
所 在 地	所 在 地	
八戸市城下二丁目一〇イオンタウン内	八戸市湊高台四丁目二の一	
指 定 年 月 日	指 定 年 月 日	
平成二十七年十月一日	平成二十七年十月二日	

青森県告示第七百二十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定を取り消したので、同法第七十八条第三号の規定により公示する。

平成二十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	名 称	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者
株式会社 黒石福祉サービス	株式会社 黒石福祉サービス	
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	
黒石市追子野木一丁目二一五の五	黒石市追子野木一丁目二一五の五	
居宅サービスの種類	居宅サービスの種類	
通所介護	通所介護	
名 称	名 称	
デイサービスおこのき	デイサービスおこのき	
所 在 地	所 在 地	
黒石市追子野木一丁目二一五の五	黒石市追子野木一丁目二一五の五	
取 消 年 月 日	取 消 年 月 日	
	平成二十七年十月三日	

青森県告示第七百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次

のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五條の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社みなどみらい	八戸市湊高台四丁目一三の二〇	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションひだまり家	八戸市湊高台四丁目二の一	二〇一〇・二
株式会社プリズ	八戸市大字妙字桶屋平九の六	介護予防通所介護	intnews	八戸市城下二丁目一〇イオンタウン内	平成二〇一〇・一
氏名又は名称	主たる事務所所在地又は住所	介護予防の種類	名称	所在地	指定期日

青森県告示第七百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五條の九第一項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者に係る同法第五十三條第一項本文の指定を取り消したので、同法第百十五條の十第三号の規定により公示する。

平成二十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社黒石福祉サービス	黒石市追子野木一三丁目二一五の	介護予防通所介護	デイサービスおこのき	黒石市追子野木一三丁目二一五の	平成二〇一〇・九
名称	主たる事務所所在地	介護予防の種類	名称	所在地	取消年月日

青森県告示第七百二十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六條の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九條の十九第一号の規定により公示する。

平成二十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

鳴海病院	弘前市大字品川町一九	平成二〇一〇・七
名称	所在地	指定期日

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第四項の規定により述べた意見の概要について、同法第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 牛込平商業施設
 - おいらせ町牛込平七二の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 株式会社菅文
 - 岩手県二戸市堀野字長地七五の四
 - 代表取締役 菅陽悦
 - 2 青森県民生活協同組合
 - 青森市浜館三丁目七の七

代表理事 平野了三

3 株式会社丸大サクラ薬局

青森市大字三内字玉作二の七二

代表取締役 櫻井清

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

平成二十七年十月二十一日から同年十一月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツタヤ・ワンダーグー弘前店

弘前市大字高田二丁目一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八

代表取締役 井上元延

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十七年十月二十一日から同年十一月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

南町複合商業施設

三沢市南町二丁目三一の三〇二〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社デンコードー

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八

代表取締役 井上恵右

2 NTTファイナンス株式会社

東京都港区芝浦一丁目二の一

代表取締役 前田幸一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

平成二十七年十月二十一日から同年十一月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社船木工業

二 代表者の氏名 船木 幸枝

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字浜名谷地七六の四七八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一一八九七号

五 取消年月日 平成二十七年十月二日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社KOWA

二 代表者の氏名 工藤 和子

三 主たる営業所の所在地 十和田市東三番町三五の三三 善好ビル二階

四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第五〇〇五三九号

五 取消年月日 平成二十七年九月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック、内装仕

上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭